



学び・交流プラザ

整備方針の変更に議論が集中

第5回定例会《概要》——2

委員会レポート——4

議案等の議決結果——6

一般質問——7

臨時会の概要／お知らせ——12

▼9月16日に行われた教育福祉委員会の様子です。▼学び・交流プラザに関する陳情審査のため、陳情者の方にお越しいただき、お話を伺いました。▼委員会での質疑は、5時間にわたる白熱したものになりました。▼当日は、多くの利用者・関係者の方が傍聴に来られ、学び・交流プラザへの関心の高さがうかがえました。

市長の給料条例を否決 —修正案の否決で議員が退席—

本会議の最終日、一般会計補正予算(第4号)に対し、議員から「熊毛地区への都市計画税を賦課することを前提とした準備事務費は認められない」とし、この部分を削除する修正案が提出されました。

討論は、原案と修正案を一括して行いました。

修正案に反対、原案に賛成の討論として、「熊毛地区への都市計画税課税は公正公平な課税がされるべきであり賛成である。そのための準備経費の計上は当然である」との意見

一般会計補正予算 (第4号)



がありました。

また、原案に反対の討論として、「福川総合グラウンド整備事業でビーチスポーツ関連施設の整備を行わないことは、経済波及効果を全く考慮していない」、「熊毛地区の学校給食センターを2カ所から1カ所にすることは建設基本計画の大幅な見直しである」、「西部道の駅マーケティング調査支援業務委託料の予算執行の方法は、議会を軽視したやり方である」との意見がありました。

採決の結果、修正案を賛成少数で否決、原案を賛成多数で可決しました。

定例会の概要

第5回定例会は、9月2日から9月22日まで開催しました。今定例会では、市長提出議案、委員会提出議案、陳情等、計39件を審議したほか、一般質問では30人の議員が登壇しました。

市長給料の支給額の 特例条例を否決

6月定例会で継続審査としていた市長給料の特例条例に対し、議員から「すでに支払われた給料を市長に返還要求することは、憲法の不遡及の原則に反する」として、施行期日を改める修正案が提出されました。

修正案に賛成の討論として、「不遡及の原則違反となる議案では議論もできない。施行日を10月1日とする議案に修正すべき。もし修正案が否決になり、原案の採決となれば、体をなしていない原案について可

否の判断はできないので、議場から退席することになる」との意見がありました。

また、修正案・原案ともに反対の討論として、「市長給料は特別職報酬等審議会の諮問を経て決定しており、変更には一定の手続きが必要である。行財政改革への意気込みの表現方法としては他への影響が余りに大きく、再考を促したい」との意見がありました。

採決に入り、修正案が賛成少数で否決されると、修正案に賛成した議員の多くが、議場から退席しました。

修正案の採決に続き、原案を全会一致で否決しました。

定例会の主な日程

9月2日/本会議・委員会

◆市長提出議案

○提案説明、質疑、委員会付託

9月6日～9日/本会議

◆一般質問(30人)

9月12日～14日・16日/常任委員会

◆付託議案・陳情等の審査

9月22日/本会議・委員会

◆市長提出議案

(平成22年度決算認定議案)

○提案説明、質疑、委員会付託

◆市長提出議案・陳情

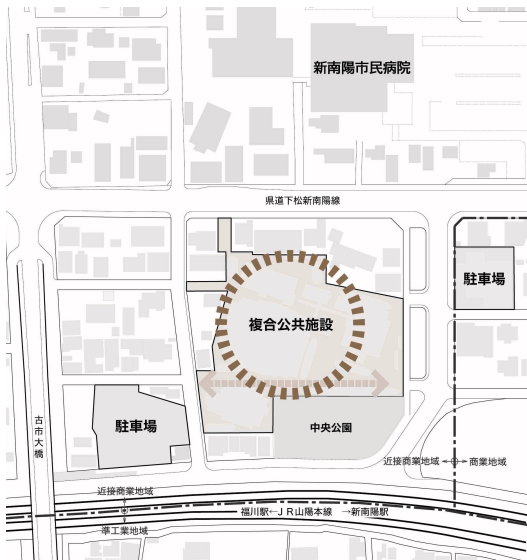
○委員長報告、質疑、討論、表決

◆委員会提出議案(2件)

○提案説明、質疑、討論、表決

※不遡及の原則とは、新たに制定・改廃された法令が、その施行前の行為や事実にはさかのぼって適用されないという原則。

(仮称)学び・交流プラザ整備予定地



また、第 1 号から第 3 号に対する賛成討論として、「将来にわたって市民が真に必要とし、長く愛される施設という前向きな視点が必要である」、「富田中学校の武道場を代替施設に

定例会最終日、教育福祉委員会から提出された、学び・交流プラザ整備事業に関する要望決議案を上げました。討論では、反対討論として、「今こそ全体的、長期的、展望的な観点に立ったまちづくりをしなければならぬ」との意見がありました。

一方、賛成討論として、「学び・交流プラザ整備事業に対して市長は十分な説明責任を果たしておらず、行政の継続性を、再考されたい。

8月24日の教育福祉委員会で、学び・交流プラザの武道場の削除とアリーナの観覧席数の減少などが明らかになりました。これを受け、「学び・交流プラザにおける武道場の設置に関する陳情(第1号)」、「学び・交流プラザにおける交流

アリーナに関する陳情(第2号)」、「スポーツ振興と学び・交流プラザに関する陳情(第3号)」の3件が、スポーツ関係団体等から提出されました。討論では、第1号への反対討論として、「代替施設の利活用で対応できる。厳しい財政状況の中、同じエリアに同じ使用目的の形態の施設が2つあるのはいかか」との意見がありました。

再考を求める要望決議を可決

するとするのは、理由の後付けに過ぎない」、「当初の複合施設という構想が破たんしている」等の意見がありました。採決の結果、第1号は賛成多数で、第2号及び第3号は全会一致で採択すべきものと決定しました。

学び・交流プラザ整備事業

要望決議を可決

要望決議の提案説明



無視したやり方は多くの市民の困惑と混乱を招いた。当初の武道場、体育館、社会文化ホール、公民館、図書館の5施設の機能を十分に満たす一体的な総合施設整備を目指すべき」との賛成意見がありました。

採決の結果、要望決議は賛成多数で可決しました。

(仮称)学び・交流プラザ整備事業に関する要望決議 (要旨)

学び・交流プラザ整備事業の方針変更については、市民と議論を重ね、説明責任を果たされたい。

武道場の基本設計からの削除は、これまでの市民の説明に反している。市民や武道関係者の意見を取り入れた基本構想の趣旨に即し、同プラザ内に武道場を確保されたい。

アリーナの観覧席は、大幅縮減され、スポーツ大会やイベント等の運営に支障をきたすことは明らかである。アリーナの機能を損なわない競技スペースの確保とあわせ観覧席の果たす役割についても再考し、必要数を確保されたい。

真に利用しやすい効果的な施設とするためにも市民が本来に必要としているものは何かの視点に立つて、再考されたい。

ヒブワクチン等への公費助成、定期接種化を求める意見書を可決

平成22年3月定例会において、本市議会では「子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書」を可決しました。

しかしながら、現在実施されているこれらのワクチンへの公費助成の措置が平成24年3月末までとなっていることから、「ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がん予防ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書」を委員会提出議案として最終日に上程し、採決の結果、全会一致で可決しました。

指定管理者制度へ移行する市営住宅



環境建設委員会

委員会レポート

各常任委員会における議案等の審査状況は、次のとおりです。

企画総務委員会

西部道の駅請願は、賛成多数で継続審査に

西部道の駅整備事業に関する請願

施設を必ず入れるよう議会にお願いするものである」との答弁でした。

紹介議員への主な質疑として、「この請願は議会に対して何を求めているのか」との問いに対し、「西部道の駅の基本設計が白紙見直しされようとしているので、見直しをせず、実施設計に進んだ場合には、多目的

執行部への主な質疑として、「請願理由の一つに『多目的施設は必要ないとする議論は、現計画で練り上げた目的を全く無視している』とあるが、市の判断はどうか」との問いに対し、「7月に提出された検討委員会

の意見書には、『必要』という意見と『道の駅と切り離して考えるべき』という意見が併記され、現在検討中である」との答弁でした。

質疑終了後、委員から「9月22日から地元説明に入ることも含めて、軽々に判断できる状況にないことから、継続審査を求める」との動議が出され、採決の結果、賛成多数で継続審査とすることに決定しました。

土地開発公社の解散に係る議案（3件）

この議案は、将来の財政運営へのリスクを抑えることを目的に土地開発公社を解散し、市が公社に無利子で貸し付けている1億5600万円の債権を放棄し、第三セクター等改革推進債の許可の申請を行おうとするものです。

採決の結果、3件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。また、「解散に当たっては、今後の行財政運営の厳しい教訓とすること」等を求める内容の附帯決議を全会一致で可決しました。

市営住宅は直営から指定管理者制度へ

市営住宅・特定公共賃貸住宅条例の一部改正（2件）

現在、市では3952戸（改良住宅183戸、特定公共賃貸住宅28戸を含む）の市営住宅を管理しています。今回の条例改正は、指定管理者制度への移行に向け、条文の整備を行い、入居者の公募方法に市のホーム

ページを加えるものです。主な質疑として、「指定管理者にはどこまでさせるのか」との問いに対し、「入退去の受付、確認等の機械的な事務、建物の維持管理、修繕などを指定管理者にお願したい。なお、入退去決定、家賃設定、提訴などの許可、意思決定、法的措置は市が行う」との答弁でした。

また、「指定管理者の選定を、入札ではなくプロポーザル方式でやるメリットは」との問いに対し、「民間経営のノウハウを生かした、住民サービスの向上と行政コストの縮減が提案いただける」との答弁でした。

また、「入居者が受けるサービスについて、指定管理者に対しどのようなチェックを行うのか」との問いに対し、「まず選定の際、事業計画書等でサービスを安定的かつ継続的に提供できるかを十分審査したい。管理開始後は、入居者へのアンケート

調査、実地調査等により指定管理者の事業内容を精査し、管理運営に反映させていく。指示に従わないような場合には指定の取り消しや業務停止を命ずる場合もある」との答弁でした。

討論では、「個人情報情報を委託することは問題である。公営住宅法の趣旨から、市営住宅は福祉としての住宅であり、直営を貫くべきである」との反対意見がありました。

採決の結果、2件はいずれも賛成多数で可決すべきものと決定しました。

予算決算委員会

一般会計補正
予算（第 4 号）

主な質疑として、

都市計画税賦課準備事務費について、「熊毛地区への都市計画税賦課のため、その対象範囲を精査する事務費とすることだが、条例制定前に準備の必要があるのか」との問いに

対し、「条例は来年度議会において、お願いしようと思っている。用途地域を 2500 分の 1 から 500 分の 1 の地籍図に移す作業は、今からやっておく必要があることから、準備経費を計上した」との答弁でした。

また、観光行事費について、「周南みなと日 ANABI は来年度以降開催するのか」との問いに

対し、「条例は来年度議会において、お願いしようと思っている。用途地域を 2500 分の 1 から 500 分の 1 の地籍図に移す作業は、今からやっておく必要があることから、準備経費を計上した」との答弁でした。

また、委員から、議会の機関意思として要望決議を行うべきとの意見があり、「（仮称）学び・交流プラザ整備事業に関する要望決議」を賛成多数で可決し、委員会提出議案として提出することに決定しました。

熊毛地区の都市計画税 賦課準備経費に賛否

いに対し、「来年度以降の開催は中止ではなく、開催場所時期について検討したい」との答弁でした。

また、「アリーナの観覧席が約 1000 席から 188 席と大幅に減るが、これでは大会も開けないのでは」との問いに対し、「机上の計算では 420 人が座れる。観覧者が多い大会は、総合スポーツセンターと開催を入れ替えることも考える必要がある」との答弁でした。

また、委員から、議会の機関意思として要望決議を行うべきとの意見があり、「（仮称）学び・交流プラザ整備事業に関する要望決議」を賛成多数で可決し、委員会提出議案として提出することに決定しました。

陳情の審査のため新南陽体育館等を
現地調査しました



教育福祉委員会

学び・交流プラザに関する 陳情は意見を付けて採択

慎重審査のため参考人から
陳情の願意を伺う

これらの陳情は、施設の建設に当たり、その機能について、当初の計画から大幅に変更された案が示されたことから「同プラザ内に今までどおり武道場を整備すること（第 1 号）」「アリーナに必要な

観客席を確保すること（第 2 号）」「現状のスポーツ施設の機能を維持すること（第 3 号）」を求めて提出されました。審査を慎重に行うため、現地調査を行い、参考人を招致し、願意の説明を受け、質疑を行いました。

また、「アリーナの観覧席が約 1000 席から 188 席と大幅に減るが、これでは大会も開けないのでは」との問いに対し、「机上の計算では 420 人が座れる。観覧者が多い大会は、総合スポーツセンターと開催を入れ替えることも考える必要がある」との答弁でした。

また、委員から、議会の機関意思として要望決議を行うべきとの意見があり、「（仮称）学び・交流プラザ整備事業に関する要望決議」を賛成多数で可決し、委員会提出議案として提出することに決定しました。

を感じている。そのギャップをどう考えるか」との問いに對し、「事業面積や事業費等、トータルで考え、内部協議の上決定した」との答弁でした。

また、「代替とする富田中学校の武道場の安全性、騒音の問題等が指摘されているが」との問いに對し、「施設の改修など今後検討・調整していきたい」との答弁でした。

である」等の賛成意見がありました。

議案等の議決結果

市長提出議案、委員会提出議案等の
本会議における議決結果です。

市長提出議案：平成23年度補正予算など	議決結果
◆一般会計補正予算（第4号）⇒38億5,040万4千円増額 ※熊毛地区への都市計画税賦課に係る準備金を削除する修正案	可決（賛成多数） 否決（賛成少数）
◆国民健康保険特別会計補正予算（第1号）⇒2億7,612万9千円増額	可決（全会一致）
◆国民健康保険鹿野診療所特別会計補正予算（第1号）⇒108万1千円増額	可決（全会一致）
◆後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）⇒4,028万2千円増額	可決（全会一致）
◆介護保険特別会計補正予算（第1号）⇒4,890万7千円増額	可決（全会一致）
◆交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）⇒23万8千円増額	可決（全会一致）
◆簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）⇒11万1千円増額	可決（全会一致）
◆国民宿舎特別会計補正予算（第1号）⇒190万6千円増額	可決（全会一致）
◆駐車場事業特別会計補正予算（第1号）⇒980万6千円増額	可決（全会一致）
◆水道事業会計補正予算（第1号）⇒水道料の検針徴収業務等の委託のため、債務負担行為を設定するもの	可決（賛成多数）
◆平成22年度水道事業会計決算の認定	認定（賛成多数）
◆平成22年度病院事業会計決算の認定	認定（全会一致）
◆平成22年度介護老人保健施設事業会計決算の認定	認定（全会一致）
◆平成22年度徳山モーターボート競走事業会計決算の認定	認定（全会一致）
◆平成22年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定	継続審査

市長提出議案：条例改正、人事案件など	議決結果
◆市長の給料の支給額の特例に関する条例の制定 ⇒6月定例会で継続審査となっていたもの ※施行日を「8月1日」から「10月1日」に改める修正案	否決（全会一致） 否決（賛成少数）
◆公平委員会委員の選任について ⇒住田宗士 氏	同意（全会一致）
◆政治倫理審査会委員の選任について⇒小田正幸 氏、佐野直子 氏、清水政雄 氏、中村友次郎 氏、前浜美加奈 氏、八田善穂 氏	同意（全会一致）
◆人権擁護委員候補者の推薦について ⇒有馬映子 氏	同意（全会一致）
◆印鑑条例の一部改正 ⇒新南陽総合支所の住民票等の自動交付機を12月28日をもって廃止することに伴う改正	可決（全会一致）
◆暴力団排除条例の制定 ⇒市と市民が一体となって暴力団の排除に取り組むことを目的に制定するもの	可決（全会一致）
◆鹿野簡易水道事業基金条例の廃止 ⇒上下水道局に事業を委託し、今後積立の予定もないため廃止するもの	可決（全会一致）
◆市営住宅条例の一部改正 ⇒市営住宅に指定管理者制度を導入する等の改正	可決（賛成多数）
◆特定公共賃貸住宅条例の一部改正 ⇒市営住宅に指定管理者制度を導入する等の改正	可決（賛成多数）
◆報酬及び費用弁償支給条例の一部改正（専決処分）⇒スポーツ振興法の全部改正に伴う所要の改正	承認（全会一致）
◆体育施設条例の一部改正 ⇒周南市野球場のリニューアルに伴うスコアボード使用料等の改正	可決（全会一致）
◆土地開発公社の解散について ⇒土地開発公社を解散するもの	可決（全会一致）
◆権利の放棄について ⇒土地開発公社に対する貸付金に係る返還請求権を放棄するもの	可決（全会一致）
◆地方債の起債の許可の申請について⇒第三セクター等改革推進債の起債の申請に伴うもの	可決（全会一致）
◆訴えの提起をすることについて（2件）⇒市営住宅滞納家賃の支払いを求め訴えの提起をするもの	可決（全会一致）
◆動産の買入れについて（2件）⇒消防用車両の購入（小型動力ポンプ付水槽車、高規格救急自動車）	可決（全会一致）

委員会提出議案	議決結果
◆ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がん予防ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書	可決（全会一致）
◆（仮称）学び・交流プラザ整備事業に関する要望決議	可決（賛成多数）

請願・陳情	議決結果
◆西部道の駅整備事業に関する請願	継続審査
◆（仮称）学び・交流プラザにおける武道場の設置に関する陳情	採択（賛成多数）
◆（仮称）学び・交流プラザにおける交流アリーナに関する陳情	採択（全会一致）
◆スポーツ振興と（仮称）学び・交流プラザに関する陳情	採択（全会一致）

報 告： 損害賠償の額を定めることに関する専決処分（2件）、一般会計継続費精算報告書、平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
議会報告： 平成23年度（平成22年度対象）教育委員会点検・評価報告書の提出、例月出納検査の結果（2件）
行政報告： 中国山東省淄博市との友好都市提携について

富田川に河川整備計画を

参輝会 徳原尚一

問 近年の集中豪雨から、富田川の河川はらんらんを想定し、県に河川整備計画の必要性を要請すべきではないか。

答 現在、夜市川、西光寺川は河川整備計画が策定され、河川の改修事業がなされている。富田川については、平成21年7月の豪雨災害を踏まえて、計画の策定を県に要望している。近年の気象状況の変化や沿線の宅地化などの状況から、早急な対応が必要であるという見解であり、今後も引き続き県に要望をしていきたい。

(株)かの高原開発の経営安定に支援策を

参輝会 長嶺敏昭

問 鹿野地区の石船温泉やオートキャンプ場などの経営を受託し、市が株式の3分の2を保有する(株)かの高原開発は土気の高い経営陣に

支えられ努力が続けられる、いわば「町づくり会社」だが、資本金残高がかなり減少している。本市の支援策は。

答 石船温泉は老人福祉法の下に設置された施設だが、この縛りを取り払ったほうが集客拡大のため、過疎債の柔軟な活用ができるのではないかとと思う。太陽光利用や1つしかない露天風呂の増設などを含め、少し違った方向で支援策を考える。



集客拡大のための施策が期待される石船温泉

防災会議の委員に女性の登用を

公明党 反田和夫

問 現在の本市の防災会議委員には33名が選任さ

れているが女性委員はいない。災害時に女性の視点から、例えば「町づくり会社」だが、資本金残高がかなり減少している。本市の支援策は。

答 現在のところ、女性の委員がおられないのは大変残念である。女性の視点からの意見を幅広く取り入れ、積極的に任命していきたい。また、被災者への支援対応には、女性の参画が不可欠であると考えている。

教育長に教育方針を問う

参輝会 岸村敬士

問 本市の教育はこうだと見える日本一の教育を目指してほしい。あいさつ運動も大変大切である。どう取り組むか教育長の考えを問う。

答 本市は非常に高い教育水準であると認識している。これをさらに磨きをかけていきたい。また、放課後等の教育も問われる時代だ。

幸い本市は化学コンビナートを擁している。わが国の国是「化学技術立国」に向けた資質の育成を進めたい。あいさつは家庭での取り組みと地域の教育力が非常に大切だ。経験を生かし、コミュニティスクールを積極的に進める。

動物園リニューアル事業の継続を

刷新クラブ 田中和末

問 動物園リニューアル事業の見直しを図るとのことだが、動物園は市民の憩いの場のみならず、教育施設、観光施設、種の保存等、その果たすべき役割は多岐にわたっている。きちんと整備すべきである。また、整備に当たっては、本市の動物園の特徴を生かすとともに、他市とは一味違った魅力あるリニューアル事業に。

答 基本的なコンセプトは変更せず、リニューアル事業も継続する。ただ、事業費、内容等の整備指標については、ご指摘の点も含め、効果的な手法を取り入れていきたいので少し時間をいただきたい。

櫛浜支所及び公民館の建て替えを

参輝会 青木義雄

問 櫛浜地区諸団体の有志で構成する「櫛浜まちづくり懇話会」と「櫛浜支所及び公民館建て替え要望」に対する庁内検討委員会」とが協働して検討結果報告書を作成し、木村新市長に提出した。これを受けての対応を問う。

答 報告書は重く受け止めている。昭和42年に建設された周南市で最も古い支所・公民館であり、老朽化は著しく建て替えが必要な施設であるという認識は持っている。所管であるいのち育む里づくり部としては、実施計画の登載に向けて進めていきたい。



建て替えが必要とされる櫛浜支所

福祉施策充実で多くの
障害児（者）に安心を

参輝会 岩田淳司

問 現在、市の独自事業である障害者や障害児への福祉事業を国の法定福祉サービスへと移行させていき、

利用者の受け入れ人数を増やしていく時期ではないか。また本市全域での 5 歳児発達相談会を始めるべきではないか。

答 来年度から法定福祉サービスを活用し、これにより受け入れ人数の増加に対応したい。その制度から漏れるこれまでの事業分は市の独自事業としてカバーしていきたい。また 5 歳児発達相談会についても、関係機関・部署で検討し、来年度できるようにしていきたい。

中心市街地活性化への
具体的な施策検討を

新政会 清水芳将

問 新駅ビルや旧徳山駅弁当跡地の有効活用の検討に、活性化協議会やまちづ

くり会社を積極的に使うべき。また、市民ホール等の行政機能の移設も、早急に指針を示すべきだ。

答 中心市街地に都市機能を集積し、都市経営の効率化を図ることは不可欠である。年間 9 万 1000 人の利用がある駅ビルの再検討も含め、構想や計画の策定にも関わっていただき、将来のまちづくりの責任持つて取り組んでいただきたい。まちづくり会社の育成は非常に重要であり、研究・検討をしていく。

西部道の駅は
どのように見直すのか

公明党 森重幸子

問 見直し検討会の答申を受け、どのような道の駅をつくるのか以下の 6 点について問う。①西部地域に絞らず、市域全般の公共施設という発想を。②生産者の生きがいの場、後継者育成の場のきつかけになるのでは。③食に関する民俗資料の展示を。④経営主体や行政役割の継続性について。⑤駅長の選考方法は。⑥公用部施設

の見直しは。
答 現在マーケティング調査を実施中で、その結果を見て最終的な判断をする。公用部施設整備は本来の道の駅事業とは異なるが、会議室など付帯施設は必要であり、地域の皆様も利用できる。

熊毛地域に
都市計画税の賦課とは

顕政会 尾崎隆則

問 8 月 2 日の議員全員協議会で、熊毛地域の一部に都市計画税をお願いすることにしたとの報告を受けた。合併前の協議で決定されていたことと言われるが、住民には何も知らされていない。「条例を制定して説明する」としているが、課税対象地域の線引きは既にできているのか。また、条例制定前に、都市計画税の仕組みについての説明会を、先に行うのが筋ではないのか。

答 どういった範囲に課税されるのか、どのような仕組みなのか、出前トーク等で基本的な考えを説明する。

再度（仮称）学び・交流
プラザについて問う

周南会 友田秀明

問 6 月議会の私の一般質問で、教育長職務代理者が「新南陽地区の皆さんが待ち望んでいることは十分認識している。現有施設の機能や広さは確保し市民が喜べるような施設となるよう必ず完遂する」と答弁されて 1 カ月余りで誰も納得できない平面図案が提示されたのはどういうことか。武道場はなくなり、

を、市民とともに考え、建設する意識を持つべきだ。
答 合併特例債の活用を考へ進めた。本年度から、庁舎建設に関し建設事業費の 75% の起債が可能となった。市民の声を聞きながら進める。

市民参画の庁舎建設を

明政会 炭村信義

問 「平成 25 年度末までに本庁舎建設の実施設計を行う」と市長は所信表明で発言された。短期間で実施設計まで進めることはやめるべきだ。市民との共有財産である市役所は市民参画のもと、位置、床面積、建築金額等を計画段階から練り上げ、使いやすく、市民開放できる市役所

アリナナの観客席は 5 分の 1 に削減されている。市長の指示があったのか。
答 公共施設の適正配置や既存施設の有効活用を図る観点から検討し、議会や市民の皆様提示した。



現在の新南陽武道館

■用語の説明
※合併特例債

合併市町村の建設計画に基づく建設事業等に必要な経費に充当できる地方債で、合併年度とその後 10 年に限られる。合併特例債は対象事業費の 95% に充てられ、その元利償還金の 70% が普通交付税として交付される。

防犯灯のLED化拡大と 総電力使用量削減を

公明党 吉平龍司

問 省エネ節電用機器は、導入時の初期投資が高価格で負担が大きいが、投資対効果の利点をもっと周知すべきである。また、防犯灯のLED化と公共施設の総電力使用量削減の具体策を示すべきではないか。

答 市民節電の取り組み支援の方法や公共施設を中心とした省エネ節電用機器導入は、財政状況もあるが、更新時には電気代節約につながるよう、予算を考えたい。職員

どうなる、学び・交流 プラザの機能・設計は

参輝会 福田文治

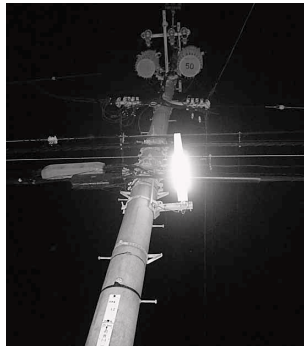
問 リーディングプロジェクトの一つであり、予算ありきであってはならないと思う。武道場建設中止は、関係者の理解は得られているのか。また、本市の学び・交流プラザとして機能的にも有効な

の環境配慮行動をはじめ、これからの節電に努めていきたい。また、削減目標設定も改めて検討したい。

■用語の説明

※防犯灯のLED化

自治会が設置管理する防犯灯をLEDにする場合、今年度から4万円を上限に補助を行っている。従来の蛍光灯に比べ消費電力が少なく電力寿命も長いなどの長所がある。



市内に設置されたLED防犯灯

施設にすべきではないか。

答 平面図案については、事務調査の後、新南陽地区地域審議会に説明した。市全体の生涯学習センター機能と地域の施設としての機能を併せ持つ施設であり、今後とも地域の皆様や施設利用者の意見理解をいただきながら、設計業務を進めていきたい。

福祉行政の取り組みについて問う

顕政会 古谷幸男

問 障害福祉施設等整備資金に係る陳情書が提出され、議会で可決された。それに対する行政の回答は。また、発達障害児者の支援施策に対する基本的姿勢及び介護認定において面談まで20日余りかかるその対応について問う。

答 市外の施設に対しては出身地からの整備等の資金援助は、市町間で現在実施していない。発達障害は早期の支援が重要となる。実務者レベルの調整会議をはじめ、現場と医療、教育、福祉の連携のあり方などを協議している。認定調査員の増員並びに処遇及び現状改善に努める。

学校施設非構造部材の耐震化対策は

公明党 金井光男

問 3・11の被害を踏まえ、学校施設に関する緊急提言では、非構造部材（天井

材、内・外装材、照明器具、窓ガラス等）の被害が甚大であったと報告されている。運動場などは大勢の子どもたちが頻りに集まる上、身を隠す物もないことから大惨事になる危険性が高い。本市における対策の進捗状況は。

答 平成27年度までに耐震化率100%を目標にしている。非構造部材についても、まず年次計画的に建設する体育館は、天井材を張らない構造、強化窓ガラスを使用することで対応している。

市民をだますようなことをしちやいかん、道の駅

明政会 高松勇雄

問 道の駅の非採算部門とされている多目的施設について地元はホールを避難所にも使いたいと言っている。防災拠点施設にすることで市民に役立つという付加価値を付けられる。まして市の負担は5億6000万円、25億円ではない。うち1億円以上は埋め立てに使うお金が浮いている。この部分で多目的施

設ができる。市民が欲している防災拠点を断る理由はどこにあるのか。市民と地域を守る、また物資を運んでくる中継地点となり得る。見直すだけが能じゃない。いかがか。

答 防災拠点としては位置づけない。

学び・交流プラザの 平面図案の再考を求める

周南会 井本義朗

問 学び・交流プラザの平面図案が示されたが、基本構想にある武道場機能が削除され、アリーナの観客席数も大幅に縮小された。この突然の変更に利用者から強い反対の声が上がっている。武道場の代替施設である富田中学校の武道場は機能や利用時間帯に問題があり、アリーナの観客席数も大会や地域のイベント開催に支障が出るなど、利用実態が考慮されていない。もっと市民の意見が反映された計画とすべきだ。

答 全体的には市民の意見が反映された基本構想に沿っていると考えている。

「コアプラザかの」に
文化ホールの整備を

日本共産党 形岡 瑛

問 コアプラザかのは、県の施設を引き取ったため、本来あるべき文化ホールが整備されず、旧公民館の講堂が使われている。前市長が「ピンポイント改修で使っていた」と表明していたが、改修もされないままである。新設の計画もなく、旧公民館の耐震診断の計画も具体化していない。文化ホールの必要性を認識しているのか。

答 活動の場の必要性は認識している。専らホールを必要とする場合、公共施設の適正配置や既存施設の有効活用を図る観点から検討を行ってまいりたい。

市民の声を真摯に聞き、
武道場の整備を

日本共産党 中村富美子

問 学び・交流プラザの基
本設計には武道場の整備がない。地域審議会から「後

退した内容だ」との声も出ている。合併協議のときの市民との約束は「高サービス低負担」であった。現状あるものがないということとは明らかにサービスの低下だ。市民から陳情も出ている。スポーツ振興と市民サービス向上のため、武道場を整備すべきだ。

答 富田中学校に武道場が完成しており、公共施設の有効活用を図る観点から同様の機能を持つ武道場を整備することは、適切でないと判断した。



富田中学校に整備された武道場

非線引きの熊毛地域に
都市計画税課税の理由は

日本共産党 藤井直子

問 合併協定では「熊毛町において、市街化区域及

び市街化調整区域に関する都市計画が定められた場合については課税されることとなる」となっており、線引きしないのに課税するのは合併協定に反する。目的税だから、熊毛をどんな都市にするのか、これから行う都市計画事業を示すべき。

答 合併協議で課税は決まっている。非線引きと決定されたので、税の不公平を是正するために、用途地域に課税するのが一番適切である。確かに目ぼしい事業は3つぐらいしかない。

■用語の説明

※ 目的税
使途を特定して徴収される税金のこと。

旧熊毛町の上水道の
解決に向けての対策は

明政会 久保忠雄

問 合併して8年だが、未だに解決していない上水道問題。熊毛地区においては昭和60年に簡易水道事業として給水を開始し、現在13の簡易水道がある。未普及の地域は各戸で井戸を利用している。これらへの解決に向けての対策は。

答 夢ヶ丘団地の湧水をきつかけに、下松市の協力で、本年9月末をめどに給水できるよう工事を行っている。中山川ダムの水利権が関係市に分割されたことにより、熊毛地区水道事業の創設認可を4月に取得した。今後は、未普及地域の解消に向けて事業を進めていく。

■用語の説明

※ 中山川ダムの水利権

光市・周南市・岩国市の3市で構成する光地域広域水道企業団の議会で、中山川ダムの水利権を3市に分割することが決定された。

有害鳥獣であるサルを
積極的に駆除すべきでは

至誠会 中津井 求

問 サルによる被害が年々増加している。最近では里山の畑を荒らすため耕作放棄をせざるを得ない。高齢化に伴い、サルに対する自己管理・自己防衛も難しい。現在の本市の駆除方法では十分でないと思う。捕獲隊員以外の者にも捕獲を許可してはどうか。

答 熊毛・中須・須金地区の農作物等の被害報告を

受けている。市は県と共同でサルの捕獲技術向上の講習会を計画している。また、捕獲を奨励するため、サルの買上料は1頭につき1万3000円から本年度3万円に増額した。捕獲隊員以外への捕獲許可は原則認められていない。

市長の政治姿勢を問う

至誠会 兼重 元

問 「すべての施策、事業について、ゼロベースで検証を行う」と方向を示された。見解を求める。

答 市民が本望に望み、必要とする、そして市民のためになる取り組みを行うていくことが大切。その一つが行財政改革の推進である。現在この観点から大型公共事業を含め、すべての事業の見直しを進めており、この9月議会においても、福川総合グラウンド、学校給食センター等、市民の目線や本市の将来を考えて見直した。市民の先頭に立って素晴らしい周南のために頑張りたい。

第6回臨時会(11月2日)

また、同委員会から国に対する意見書の提出、市への要望決議が提出され、委員会提出議案として審議しました。議案の審議結果は、下記のとおりです。

第6回臨時会の審議結果

◆平成22年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定	認定(賛成多数)
◆交通災害共済条例の廃止	可決(賛成多数)
◆山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更	可決(賛成多数)
◆地方財政の充実・強化を求める意見書の提出	可決(全会一致)
◆周南市財政問題に関する要望決議	可決(全会一致)

※ 地方財政の充実・強化を求める意見書、周南市財政問題に関する要望決議については、右下に掲載の市議会ホームページからご覧になれます。

議会運営委員会行政視察

平成23年9月27日～29日

(石川県白山市、石川県加賀市、三重県鈴鹿市)

今回の行政視察では、地方自治法第100条第12項に規定されている「議会運営に関する協議又は調整の場」としての全員協議会の活用について学びました。

全員協議会は議案の事前審査になるとの議論がある中で、「全員協議会での議員の意見や質疑は、議会版パブリックコメントとして市の施策や計画に反映できるため、執行部にもメリットが大きい」との説明は、本市議会のさらなる活性化の一助になると感じました。



市議会からのお知らせ

議会を傍聴しませんか

市議会では、市民生活に関係がある重要な問題を審議しています。すべての会議は公開で行われます。

傍聴席入口の受付簿に住所と氏名を記入していただければ、どなたでも傍聴できます。

《12月定例会の予定》	
12月6日(火)	本会議
12月8日(木)～13日(火)	本会議(一般質問)
12月14日(水)	3 常任委員会
12月15日(木)～16日(金)	予算決算委員会
12月22日(木)	本会議

- ※ 本会議・委員会は午前9時30分から開催します。
- ※ 土・日曜日は休会です。
- ※ 日程の変更はホームページ等でお知らせします。

あなたの声をお聞かせください

「議会だより」について、あなたのご意見をお聞かせください。読みやすく、親しみやすい紙面づくりの参考にさせていただきます。

TEL 0834-22-8503 FAX 0834-22-8506
Eメール gikai@city.shunan.lg.jp

《訂正》 前号(9月1日号)の表紙で、周南市野球場の完成を「昭和47年」としていましたが、「昭和46年」の誤りでした。

市議会ホームページ

<http://www.city.shunan.lg.jp/section/gikai/>

- 本会議や委員会の会議録が閲覧できます。
- 「議長室(議長の動き)」を公開中です。

市議会携帯サイト

<http://www.city.shunan.lg.jp/hp/gikai/mobile>

右の2次元コードを読み取るか、
アドレスを入力してください。



ケーブルテレビ議会中継

本会議の様子を実況放送しています

放送の日程は、左の「12月定例会の予定」のとおりです。一般質問は、再放送も行っています。

委員会の様子を録画放映しています

委員会の審査の様子を2時間程度にまとめた番組を放送しています。放映の日程は、ホームページでお知らせします。

.....

```
C C S .....11ch
```

Kビジョン 123ch

メディアリンク …… 5ch・9ch